

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、長期的かつ安定的な企業価値の向上が、会社経営の使命であると考えており、経営の健全性及び効率性を重視しております。

加えて、当社グループは経営情報の正確かつタイムリーな開示により、経営の透明性を維持し、株主をはじめ、取引先、従業員等のステークホルダーとの良好な関係を形成するため、コーポレート・ガバナンス体制の強化に努めてまいります。また、企業の行動理念が強く求められる中、倫理規程を制定・運用し、法令等の遵守に関してもコンプライアンス委員会を設置し、社会的責任を十分に意識した企業活動を行ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則4-8 (1) 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、現在は3名の独立社外取締役を選任しており、非業務執行取締役や監査役との情報交換・認識共有を図る機会を取締役会以外に設けるなど、独立社外取締役が取締役会における議論に積極的に貢献できる環境を整えております。

【補充原則4-8 (2) 独立社外取締役の有効な活用:経営陣、監査役、監査役会との連携】

当社は、現在は3名の独立社外取締役と、経営陣との連絡・調整や監査役または監査役会との連携は十分に取れております。

【原則4-11、補充原則4-11 (3) 取締役会全体の実効性分析・評価】

当社は、取締役会における審議時間の拡大及び資料の事前配信徹底など審議の効率化・活性化に取り組んでおります。今後も更なる実効性を高める改善を図るとともに、定期的にと取締役、監査役に対し実効性に関するヒアリングを行うことを検討しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4. いわゆる政策保有株式】

当社は、上場株式を保有しておらず、今後においても保有の意向はありません。政策株式として上場株式を保有する場合には、その保有に関する方針を策定のうえ開示します。

【原則1-7. 関連当事者間の取引】

取締役会における競業及び関連当事者間の取引については、当社の利益を損なうことがないよう、会社法に従い、「取締役会規則」にて取締役会決議事項に定めております。

また、当社役員及び重要な子会社の役員に対し、年度ごとに、本人もしくは二親等内の親族（所有会社とその子会社含む）と当社もしくは当社子会社間の一定金額以上の取引については、取締役会で内容を検討する等のモニタリングにより統制しております。

【原則3-1. 情報開示の充実】

(1) 会社が目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画

経営理念:当社ホームページにて「経営理念・方針 (<http://www.trust-tech.jp/corporate/idea.html>)」を掲載しております。

経営戦略:当社ホームページにて「トラスト・テックグループの中期成長戦略 (<http://www.trust-tech.jp/ir/management/plan.html>)」を掲載し、達成に向けた経営戦略・経営指標を掲げております。

経営計画:決算短信・決算説明会資料等において、単年度の経営方針、業績目標等を掲載しております。

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書の「1. 1. 基本的な考え方」に記載しておりますので参照ください。

(3) 取締役の報酬決定の方針と手続き

取締役報酬は、取締役会の決議によって選任された構成員からなる報酬委員会で検討し、またその過半数を非業務執行取締役とすることにより、報酬水準及び報酬決定プロセスを含めた報酬制度全体の透明性及び客観性を担保しております。

(4) 取締役・監査役候補者の指名の方針と手続き

取締役・監査役候補者は、取締役会の決議によって選任された構成員からなり、またその過半数を非業務執行取締役とする指名委員会で選定し、取締役会に推薦しております。

(5) 取締役・監査役候補者の選任・指名についての説明

当社は、社外取締役および社外監査役候補者につきましては、株主総会招集ご通知の参考書類において、個々の指名の理由を開示しております。その他の取締役および監査役候補者の指名の理由につきましては、株主総会招集ご通知の参考書類において略歴・兼職の状況・持株数を開示しております。詳細につきましては、当社ホームページに掲載しております。

<株主総会招集通知>

「株主総会招集ご通知 参考書類」

<http://www.trust-tech.jp/ir/stock/meeting.html>

[補充原則4-1 (1) . 経営陣に対する委任の範囲]
当社の取締役会では、法令および定款に定めるもののほか、取締役会において決議すべき事項を「取締役会規則」として定めており、業務執行において、経営の透明性および客観性を確保し当社の経営理念に照らし合わせながら意思決定を行うように明確に定めております。

[補充原則4-8. 独立社外取締役の有効な活用]
当社は、現在3名の社外取締役を選任し、独立役員として東京証券取引所に届け出ています。

[原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質]
当社は、会社法に定める社外取締役の要件および東京証券取引所が定める独立性基準に定める一般株主と利益相反の生じるおそれのない者であり、過去に当社の取締役又は業務執行者であった者以外の者を、独立役員である社外取締役に選任しております。

[補充原則4-11 (1) . 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件]
当社の取締役会は、当社の事業に関して精通しており、知識・経験・能力を十分に有する取締役及び各分野における専門知識、豊富な経験を有する社外取締役で構成されており、全体としての知識・経験・能力のバランスおよび多様性並びに規模が当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上の観点から最適になるよう努めております。
なお、取締役の選任に関する方針・手続きについては[原則3-1 (4)]に記載のとおりです。

[補充原則4-11 (2) . 取締役・監査役の兼任の状況]
当社は、取締役・監査役並びにその候補者の重要な兼職の状況を、株主総会招集ご通知の参考書類や有価証券報告書等の開示書類において毎年開示しております。

[補充原則4-14 (2) . 取締役・監査役に対するトレーニング]
当社は、[補充原則4-11 (1)]記載のとおり、当社の取締役・監査役として十分な知識・経験・能力を有する人材を選任しておりますが、更なる向上、当社事業を取り巻く環境の変化に対応するため、定期的に事業理解の促進の場を設けております。

[原則5-1. 株主との建設的な対話に関する方針]
当社は、持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を実現するためには、株主・投資家との積極的且つ、建設的な対話は必要不可欠であると認識しております。そのために、IR体制の整備を進め、ステークホルダーに当社の経営戦略に対する理解を深めていただく機会の創出に努めております。
年2回の決算説明会を開催するとともに適時に個人投資家説明会を実施し、経営トップ自らの言葉で株主・投資家に現況および経営戦略を伝えていくほか、個別に機関投資家との面談の機会を持っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数 (株)	割合 (%)
株式会社アミューズキャピタル	5,295,000	27.25
中山 隼雄	4,189,000	21.56
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	772,300	3.71
株式会社アミューズキャピタルインベストメント	620,000	3.19
中山 晴喜	570,000	2.93
有馬 誠	401,400	2.07
梶田 法義	360,200	1.85
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	317,200	1.63
賀来 昌義	310,600	1.60
山中 孝一	255,200	1.31

支配株主 (親会社を除く) の有無	中山 隼雄
親会社の有無	なし

補足説明 更新

支配株主について
当社主要株主の中山隼雄氏の持株比率は21.56%であり、同氏が議決権の過半数を所有している株式会社アミューズキャピタル及び2親等以内の親族である中山晴喜氏と同氏が議決権の過半数を所有している株式会社アミューズキャピタルインベストメントの所有する当社持株比率を合算すると54.93%となることから、中山隼雄氏は支配株主に該当します。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
-------------	--------

決算期	6 月
業種	サービス業
直前事業年度末における (連結) 従業員数	1000人以上
直前事業年度における (連結) 売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数 更新	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社と支配株主との取引はありません。

当社の業務執行は、取締役会にて定めた業務分掌規程と決裁権限基準に則り、経済合理性を重視したうえで独立した意思決定を行っております。

また、内部監査室及び監査役による監査を通じて業務執行の検証や監視を行っております。このようなガバナンス体制を通じ、株主全員の利益の確保に努めております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
宮野 隆	他の会社の出身者											
残間 里江子	他の会社の出身者											
清水 新	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先 (d、e及びfのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
宮野 隆	○	---	宮野隆氏は、企業経営者としての豊富な経験と知識を有し、当社の取締役会の意思決定における客観性を担保するための助言・提言を行える能力を有しております。また、東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしているため、一般株主と利益相反の生じる恐れはないと判断し、独立役員に指定しております。

残間 里江子	○	----	残間里江子氏は、異業種・他業界の経営者としての豊富な経験と高い学識経験を有しております。また、東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしているため、一般株主と利益相反の生じる恐れはないと判断し、独立役員に指定しております。
清水 新	○	----	清水新氏は、数多くのコンサルティングにおける豊富な経験と幅広い見識を活かし、当社の取締役会の意思決定における客観性を担保するための助言・提言を行える能力を有しております。また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有しています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無 更新	あり
--	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性 更新

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名委員会	5	0	1	3	0	1	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	5	0	1	3	0	1	その他

補足説明 更新

当社は、会社法に規定された委員会設置会社ではございませんが、経営の透明性と客観性の確保を目的として、報酬委員会及び指名委員会を設置しております。両委員会の構成員は、取締役会決議により選任され、決定プロセスの客観性を確保する観点からその過半数は非業務執行取締役としております。

報酬委員会は、当社及び重要な子会社、関連会社の取締役の報酬決定のための方針を取締役に答申し、個人別報酬の額と内容を検討・協議の上、決定いたします。指名委員会は、株主総会で選任される取締役候補者を選定し、取締役会に推薦いたします。

※その他は非業務執行役員の人数を記載しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人の往査対応および監査講評に加え、必要に応じて意見交換会を開催する等、積極的に意見および情報の交換を行い、監査の充実を図っております。

また、内部監査部門との連携につきましても、監査役は内部監査室の業務監査の結果報告および意見・情報交換により、監査の実効性と充実を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
下川 富士雄	他の会社の出身者													
名子 俊男	他の会社の出身者													

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m その他

会社との関係(2)	更新
-----------	----

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
下川 富士雄	○	----	下川 富士雄氏は、金融機関の管理部門の要職を経験し、コーポレートガバナンス及びコンプライアンスに関連した豊富な経験と財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、その経験を通じて培った専門家としての経験、見識からの視点に基づく監査を期待するものです。 また、同氏は、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有しています。
名子 俊男	○	----	名子俊男氏は、金融機関等での豊富な経験、幅広い知識、情報などに基づく高い見識を有しており、客観的かつ中立的な立場で取締役の職務の執行を監査できると判断し、監査役候補者といえました。また、同氏は、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有しています。

[独立役員関係]

独立役員の人数	更新	5 名
---------	----	-----

その他独立役員に関する事項

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、ストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員
-----------------	---------------------------

該当項目に関する補足説明

業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、ストックオプション制度を導入しております。

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

取締役・監査役・社外役員に区分した報酬等の種類別(基本報酬・ストックオプション・賞与・退職慰労金等)の総額を開示しております。平成29年6月期に係る取締役及び監査役の報酬等の額は、以下のとおりです。

役員区分/支給員数/報酬等の総額/基本報酬/ストック・オプション/賞与/退職慰労金

取締役(社外取締役を除く)/5名/102,591千円/102,591千円/ー/ー/ー

監査役(社外監査役を除く)/2名/2,400千円/2,400千円/ー/ー/ー

社外役員/5名/21,750千円/21,750千円/ー/ー/ー

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

平成28年9月23日開催の第12期定時株主総会決議により、当社の取締役報酬額は年額3億円以内、平成20年9月25日開催の第4期定時株主総会決議により、監査役報酬額は年額3,000万円以内と定められております。

取締役報酬は、取締役会の決議によってその構成員が選任され、その過半数が非業務執行取締役である報酬委員会で検討することにより、報酬水準及び報酬決定プロセスを含めた報酬制度全体の透明性及び客観性を担保しております。また、各監査役の報酬額は、監査役会の協議により個々の監査役の職務に応じて決定しております。

[社外取締役(社外監査役)のサポート体制]

取締役会における実行性のある審議を可能にすべく、取締役会事務局である総務部が社外取締役と社外監査役を含む全役員に対して事前に議題ならびに前月業績や事業報告に関する資料を送付しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、多様な利害関係者(株主及び投資家、従業員、取引先等)にとっての企業価値の向上を重視した経営を推進するため、下記の事項を重視して内部統制システムの整備に努めております。

- ・経営の透明性及び客観性の確保
- ・迅速な意思決定と効率的な事業運営
- ・タイムリーで適切な情報開示

(2) 会社の機関の内容

a 取締役・取締役会

- イ、当社の取締役会は、8名(うち社外取締役3名)で構成され、原則として月1回の定時開催に加え、必要に応じて臨時に開催しております。
- ロ、取締役会においては、法令で定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の業務執行の状況を監督しております。

b 監査役・監査役会

- イ、当社は、監査役会設置会社であります。
- ロ、当社の監査役会は、3名(うち社外監査役2名)で構成され、原則として月1回開催しております。
- ハ、各監査役は、監査役会で決定した監査方針、監査計画及び業務分担に基づき取締役の職務執行を監査しております。

c 経営会議

- イ、当社の経営会議は、役付取締役、常勤取締役、役付執行役員で構成され、業務執行に関する重要事項を協議の上、代表取締役が決裁いたします。
- なお、代表取締役が複数の場合は、代表取締役全員の一致をもって決裁いたします。
- ロ、経営会議は、原則月2回開催し意思決定の迅速化を図っております。

d 指名委員会・報酬委員会

- イ、当社は、会社法に規定された委員会設置会社ではありませんが、経営の透明性と客観性の確保を目的として、報酬委員会及び指名委員会を設置しております。
- ロ、両委員会の構成員は、取締役会決議により選任され、決定プロセスの客観性を確保する観点からその過半数は非業務執行取締役としております。
- ハ、報酬委員会は、当社及び重要な子会社、関連会社の取締役の報酬決定のための方針を取締役に答申し、個人別報酬の額と内容を検討・協議の上、決定いたします。
- ニ、指名委員会は、株主総会で選任される取締役候補者を選定し、取締役会に推薦いたします。

e 内部統制システム

代表取締役社長直轄の内部監査室が、当社及びグループ各社において当社の事業に関連する法令や規程類等に準拠して運営されているか否かについて実査し、会社法及び金融商品取引法上の内部統制システムの整備・改善を指導するとともに、監査結果を経営層や監査役に対して定期的に報告しております。

f 会計監査

会計監査は、会計基準に準拠した適正な表示を確実に行うべく、会計監査人の監査を受けております。

当社の会計監査業務は、新日本有限責任監査法人に委嘱しております。

平成29年6月期に関して会計監査業務を執行した公認会計士の氏名及び監査業務に係る補助者の構成は、以下のとおりです。

イ. 業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 山本 秀仁

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 野水 善之

ロ. 会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 4名 その他 10名

監査役会、内部監査室及び会計監査人は、相互に連携し、監査の質的向上と効率化に努めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、株主総会で選任された取締役が、会社経営の重要事項に関する意思決定を行うとともに、自ら監督機能を担うことが経営の健全性の明確化及び業務遂行の適正化を図る観点から望ましく、業務執行に関与しない監査役が取締役の職務執行を監査することが経営の健全性を確保する観点から望ましいと判断し、監査役会設置会社を採用しております。

また、意思決定及び業務の執行を迅速かつ効率的に行うことを目的として経営会議を設置する一方、取締役の職務執行の妥当性の監督を含む経営監視体制の強化を図るために、社外取締役を取締役8名中3名選任しております。加えて、監査の実効性を確保するために、独立性の高い社外監査役を監査役3名中2名選任するとともに、監査役が常に会計監査人及び内部監査室3名と相互に連携を保つように努めております。

更に、当社グループのコンプライアンス体制の整備と運用を徹底するという観点から、コンプライアンス委員会を設置しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成29年9月22日開催の第13期定時株主総会において、招集通知を法定発送期限日より3日前に発送しております。(発送日9月4日)
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主の皆様にご出席いただけるよう、集中日を避けて定時株主総会の開催日を設定しております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネット等による議決権行使を採用し、パソコン・スマートフォン・携帯電話を通じて議決権を行使することを可能としております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームを利用しております。
招集通知(要約)の英文での提供	前年度より英文の招集通知(要約版)を当社ホームページへ掲載しております。
その他	総会における報告事項の報告に際しては、スライド画像やナレーションを利用し、経営成績や事業の状況の理解促進に努めております。 また、招集通知発送前に当社ホームページへの掲載を実施しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	証券会社等が主催する個人投資家向け説明会に参画することにより、個人投資家の皆様に、当社の会社概要及び経営戦略等の理解促進に努めております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年間2回(第2四半期及び本決算公表時)に合わせ、社長が出席し説明を行っております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	必要に応じて海外機関投資家とのスモールミーティングや個別ミーティング等を実施しております。	なし
IR資料のホームページ掲載	主に下記の決算資料を当社ホームページに掲載しております。 ・決算短信(和文・英文) ・有価証券報告書・四半期報告書(和文) ・ファクトブック(和文・英文) ・決算説明会における配布資料(和文)、決算説明会動画 ・株主通信(和文)	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR活動については、経営企画部が担当しており、社長ならびに担当役員とともにIR活動に取り組んでおります。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	経営理念において、お客様・社員・社会・株主に対する取り組みを掲げております。

環境保全活動、CSR活動等の実施

社会貢献活動の一環として、特例子会社である共生産業株式会社を平成17年7月神奈川県相模原市に設立し、知的障がい者を主体とした雇用、障がい者が健常者と共に社会の一員として活躍できる環境を提供しております。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

- a 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- イ. 公正で透明性のある企業を目指し、「倫理規程」を定め、社員等（取締役及び使用人をいう。以下同じ）はこれを遵守します。
- ロ. 代表取締役を委員長とし、業務執行部門責任者等を委員とするコンプライアンス委員会を設置し、全社的なコンプライアンスを推進してまいります。
- ハ. 取締役会規則、経営会議規程、組織権限規程など組織の運営に関する諸規程を整備し、適正に運用してまいります。
- ニ. 市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体による不当要求に対しては組織全体で対応し、毅然とした態度でこれを拒絶するとともに、反社会的勢力を排除する体制を整備します。
- b 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- イ. 取締役の職務の遂行に係る情報については、文書管理規程その他関連する規程に基づき、管理及び保存を行います。
- ロ. これらの情報については、すべての取締役・監査役が常時閲覧できる状態を維持します。
- ハ. これらの情報管理は、関連する規程類の定めに従って総務部及び担当業務執行部門が厳正に行います。
- c 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- イ. 当社及びグループ各社の危機管理規程において、経営危機に直面した場合の対応について基本方針、優先順位、対策本部の設置等を定めています。
- ロ. 損失の危険の発生の可能性については、内部監査室がリスク要因を集約し、経営会議等において検討の上で特定しております。また、それに基づいてリスク発生の予兆を絶えず監視し、適宜対処してまいります。
- ハ. 地震や火災等、大規模災害発生の場合を想定した社内組織体制・社内外連絡体制等を整え、万一の場合に備えております。
- d 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 取締役の職務の効率性を確保するため、取締役会において取締役の業務分掌を定め、業務執行部門責任者の任命を行います。
- ロ. 経営会議等における取締役及び業務執行部門責任者等との活発な意見交換を奨励します。
- ハ. 組織権限規程等で職務権限の明確化を図り、自立的な職務の遂行を図るとともに、相互牽制の行き届く規程を整備します。
- ニ. 業務の効率化を図り、効率の最大化を実現するために、客観的で合理性のある経営管理指標を策定し、それに基づいた進捗管理・評価を行います。
- e 当社並びにその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. コンプライアンス及びリスク管理体制その他内部統制に必要な制度は、当社子会社を含めた横断的なものとし、当社がグループ本社として各社の個別事情を勘案しつつその管理指導にあたります。
- ロ. グループ各社においては、独自の内部監査部門を有する会社については当該部門が、それ以外の会社は当社内部監査室が内部監査を実施いたします。
- ハ. グループ各社は、当社の監査役及び経営企画部に対してリスク情報を含めた業務執行状況の報告を行います。
- f 監査役がその職務を補佐すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役会に監査役スタッフを配置し、監査役の業務を補助させるものとします。
- g 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- イ. 前項に定める監査役スタッフは、監査役より監査業務に必要な命令を受けた場合には、その命令に関して社員等の指揮命令を受けないものとします。
- ロ. 前項に定める監査役スタッフの発令・異動・考課・懲戒にあたっては、事前に監査役の同意を得るものとします。
- h 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- イ. 当社及びグループ各社の社員等（グループ各社の監査役を含む。以下同じ）が当社の監査役に報告するための体制を定め、内部統制に関する事項について監査役に対し定期的に、また重要事項が生じた場合は都度報告するものとします。また、当社及びグループ各社の内部通報窓口担当部署は、重要な通報について監査役に報告するものとします。さらに、監査役は必要に応じて社員等に対して報告を求めることができます。
- ロ. 監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制とします。
- ハ. 取締役は、監査役が取締役会のほか経営会議等の重要な会議に出席する機会を確保するものとし、また、その議題内容について事前に提示します。
- ニ. 監査役は、重要な会議の議事録、決裁書類等を常時閲覧できるものとします。
- i その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 取締役は、監査役が内部監査部門及び監査法人と定期的に情報・意見を交換する機会を確保します。
- j 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項
- 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理については、監査役の請求等に従い円滑に行うものとします。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- 当社は、暴力団対策法等の趣旨に則り、反社会的勢力からの不当な要求に応じることや反社会的勢力を利用する等の行為を行わないことを遵守事項として定めております。
- (1) 対応統括部署及び不当要求防止責任者の設置
- 当社は、不当要求に対する対応統括部署として、総務部が中心となり担当しております。また、営業拠点における不当要求防止責任者は当該拠点に常駐する管理監督者等が兼ねております。
- (2) 外部の専門機関との連携
- 管轄警察署担当係官並びに弁護士等の専門家とは、平素から連携を保ち、適宜、助言、指導等を受けております。

(3) 反社会的勢力排除に関する情報の収集と管理

- a 当社は、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会及び管轄警察特殊暴力防止対策協議会に加入し、これらの主催する講習会等に参加し情報収集にあたっております。
- b 当社は、反社会的勢力の排除体制を整備するために、「反社会的勢力対応マニュアル」を制定し、社員教育を実施しております。
- c 当社は、上記マニュアルに従い、定期的に当社並びに当社会社の取引先を対象とする調査を行い、反社会的勢力との取引が存在しないことを確認しております。
- d 当社の株主については、株主名簿管理人を通じて反社会的勢力の関係者の存在の有無を確認しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

当社は、迅速かつ透明性のある情報を開示するため、ならびに内部統制の充分かつ透明性のある情報を開示するため、「内部統制システムの整備に関する基本方針」、「倫理規定」および「内部者取引防止規程」等々を整備し、社内に周知しております。

また、これらを推進することは、企業の財務報告の信憑性を確保し、事業計画の有効性と効率性を高め、かつ、事業経営に関わる法規の遵守を促すこととなり、適時適切な会社情報の開示に資するものと考えております。

(1) 適時開示に係る情報の収集と管理

- 重要事実等の適時開示情報もしくはそれに該当する可能性のある情報（以下、重要情報）が発生した場合、当社の各部門長は、情報取扱責任者へ報告を行うとともに、当該情報を各部門において厳重に管理致します。また、子会社における重要情報に関しても、情報取扱責任者へ報告を行います。経営企画部は、情報取扱責任者の指示に基づき、重要情報の継続収集、全体の管理を行います。
- 経営企画部は、取締役会や経営会議の決議予定案件の確認を行います。また、子会社の決議予定案件についても同様に確認を行います。

(2) 適時開示判定と開示

- 経営企画部は情報取扱責任者と共に、報告を受けた重要情報もしくは決議予定案件について、重要性の判断や適時開示情報に該当するか否かについて金融商品取引法及び株式会社東京証券取引所が定める適時開示規則に則り検討を致します。
- 重要情報が、「決定事実」及び「決算情報」に係る適時開示情報である場合、情報取扱責任者は代表取締役はその旨を報告します。経営企画部は取締役会に上程する開示案を作成し、取締役会で開示の承認を得た後に、速やかに適時開示を行います。
- 重要情報が、「発生事実」に係る適時開示情報である場合、情報取扱責任者は代表取締役はその旨を報告します。経営企画部が開示案を作成し、取締役会を開催できず緊急を要する場合は、情報取扱責任者から各取締役及び監査役に連絡のうえ、代表取締役の専決とし、速やかに適時開示を行い、後日、取締役会で追認をもとめる体制としております。

